平成３０年（フ）第４１０７号
東京都中野区弥生町１丁目６－６－503
債務者　齋藤　美雪
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１０８号
東京都板橋区高島平２丁目14－12－501
トップ高島平第３
債務者　會津　信幸
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１１９号
東京都江戸川区北葛西１丁目22－11－103
債務者　斉藤　忠男
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１２６号
東京都中野区南台３丁目42－14－101
債務者　佐度　貢嗣
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１２７号
東京都世田谷区成城７丁目35－10－305
債務者　福岡美奈子（旧姓柴生田）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１３４号
東京都板橋区板橋２丁目55－１－505
債務者　神定麻理子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１３６号
東京都江東区北砂７丁目７－１－732
債務者　田中　慶子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１９８号
横浜市中区寿町３丁目９番地12　平成館501号
債務者　大山　高行
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２２６号
神奈川県鎌倉市大船1980番地７
債務者　三宅　哲史
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６５１号
東京都町田市中町２丁目６番20号エバーグリーン201
債務者　生出　　聖
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４０６３号
東京都八王子市川口町2637－２
債務者　谷川　秀喜
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１号
栃木県足利市借宿町１丁目15番地21　ガーデンコート前田101、前住所栃木県足利市八幡町１丁目23番地４
債務者　小島　　昇
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第５２号
栃木県足利市借宿町１丁目15番地21　ガーデンコート前田101、前住所栃木県足利市八幡町１丁目23番地４
債務者　小島みや子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第５７６号
東京都八王子市小比企町1726番地21
債務者　臼井三差恵（旧姓萱森）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部